

平成30年3月
東京税関業務部

関係各位

加工再輸入減税マニュアルの改正について

今般、加工再輸入減税制度を利用して行う輸入申告の減税手続きにつきまして、現在税関ホームページにてマニュアルが掲載されておりますが、今般、改正されましたので、お知らせいたします。

○主な改正ポイント

輸入時に必要な書類の明確化

：輸出時に生地見本以外により再輸入の確認のための措置を行ったものについては輸入時に税関から生地見本の提出を求めないことを明記

詳しくは、税関ホームページをご覧ください。
<http://www.customs.go.jp/tsukan/zanpachi/index.htm>

【お問合せ】東京税関業務部通関総括第2部門
(電話：03-3599-6338)